

答 申

1 審議会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成24年10月23日福警運管第985号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、不適格事実照会受理表（以下「受理表」という。）に記載されている審査請求人の子の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、本件個人情報のうち、警部補以下の階級にある警察職員の印影については、条例第14条第1項第6号（警察職員情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、未成年である審査請求人の子の法定代理人として、平成24年10月10日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成24年10月23日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成24年12月18日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 平成22年11月22日に、審査請求人の子は筑豊免許試験場に赴き、自身の免許取得に関する点数の照会（以下「本件不適格事実照会」という。）を行った。その際、担当者は、審査請求人の子に対し、1年後には免許取得は可能である旨、即日回答し

た。

審査請求人の子は、その回答を根拠に学科試験を受験してこれに合格し、免許証の交付を受けることができた。

- (2) しかし、免許取消の告知を受け、さらにその場で弁明通知書を交付されるなど、納得ができない事態が惹起したため、審査請求人は法定代理人として警察本部に出向き、事実確認を行った。

その後の県警の回答は対応に出た警察官によってまちまちであり、二転三転するものであった。

- (3) 県警の言い分としては、平成22年11月22日に審査請求人の子が照会した際、その場で、あと2年半待たないと免許証を取得できないことを告げたと言い、審査請求人が直接県警に赴き事実を質したときは、「5日後に本人に伝えた」と言う具合である。

審査請求人の子に事の真相を尋ねたところ、前述のように、当日は1年後と言われたので、5日後に回答などもらっていないとのことであった。

- (4) 審査請求人は、県警が回答したと言うならば、県警に審査請求人の子に対しどのような方法で回答したのか尋ねたが、それに対しては、今日に至るも県警からは何ら回答はなく、ただ5日後に回答したと主張するばかりであった。
- (5) さらに審査請求人が、事実を明らかにすることを求めると、県警は、今度は、前記平成22年11月22日に書いた文書が、県警に保管されていると言い出した。そこで、その文書を見せるよう再三お願いしたが、県警は、「本人にしか見せることができない」と言い、結局、文書の確認はできなかった。
- (6) 開示文書を審査請求人の子に見せたところ、審査請求人の子の主張は次のとおりである。

○「違反歴」欄

「免許取消」と言われた際(平成24年6月6日)に記載させられたものである。

○「相談者」欄

平成22年ではなく、それよりも数年前に違反行為を行ったときに警察に捕まり、折尾警察署で書かされたものである。

なぜなら、住所が「遠賀郡岡垣町」となっており、平成22年当時は、既に田川市伊田に住所を変えていた。

したがって、開示文書は平成22年11月22日に書いたものではない。

- (7) この開示文書でさらに疑わしいのは、文書の形式である。

下欄「回答年月日」には「平成22年11月24日」となっているが、上部中央欄外には、手書きで「11/30回答」となっている。

県警の当初の主張は、「当日回答した」というものではなかったか。

(8) また、上部左端の欄外に、FAXが送信された年月日及び送信元が印字されているが、それを見ると、確かに日付は平成22年11月22日となっているが、送信時刻は「8時51分」となっている。

審査請求人は、念のため運転免許試験場に電話をし、業務開始時刻を確認したところ、午前9時からとのことであった。

FAXが示すように「午前8時51分」に、運転免許試験場から県警に送信されたのであれば、審査請求人の子が運転免許試験場に赴き相談したのは、書類を書く時間も含めて、少なくとも午前8時前でなければならない。この折、併せて免許取得に係る点数の照会に対する回答は、書類に所定の事項を記入し、それを提出してからおおむね2週間はかかるというものであった。

(9) 理由説明書の記載内容から私が思ったのは、受理表自体の信憑性が疑わしいので、「受理者」及び「聴聞係」を特定されることを県警が避けたのではないか、あるいは捏造したのであれば、そもそも担当職員の印鑑を押印できなかったのではないかということである。

(10) したがって、一連の県警の対応は、矛盾に満ちたものであり、この開示文書は、偽造されたものであると考えるのが至当である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 実施機関は、本件開示請求に係る個人情報について、本件不適格事実照会を受理した際に作成した運転免許管理課保管に係る受理表（平成22年11月22日付け、受理番号〇〇〇〇。以下「本件受理表」という。）に記録された審査請求人の子の個人情報を特定したものである。

(2) 「署受理者」欄及び「聴聞係」欄には、本件不適格事実照会に携わった警部補以下の職員の印影が記載されている。

条例第14条第1項第6号は、警察職員の適正な職務執行を確保する観点から、警察職員の従事する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものとして公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については不開示とする旨を定め、「福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則」（平成18年3月24日福岡県公安委員会規則第7号。以下「本件規則」という。）で、「条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名は、警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員の氏名とする。」旨が規定されている。

すなわち、警部補以下の職員の氏名は、本件規則に定める「警部以上の階級にある

警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員の氏名」に該当する。

よって、「署受理者」欄及び「聴聞係」欄に記載された警部補以下の職員の印影は、条例第14条第1項第6号に該当することから不開示とした。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

ア 自動車等の運転免許制度について

自動車等の運転免許制度については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に定められており、各都道府県公安委員会がその業務を行っている。

自動車等を運転しようとする者は、法第84条の規定に基づき、公安委員会の運転免許を受けなければならないとされている。

また、運転免許を受けようとする者は、法第89条の規定に基づき、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行う運転免許試験を受験しなければならないとされている。

公安委員会は、法第90条の規定に基づき、運転免許試験に合格した者に対して運転免許を与えなければならないとされているが、同条ただし書では自動車等の運転に関し法の規定等に違反する行為を行った者に対しては、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に定める基準に従い、運転免許の交付を拒否し、又は保留することができるものとされている。

イ 不適格事実照会について

実施機関では、警察署等において、運転免許試験を受験しようとする者（以下「受験希望者」という。）から運転免許の交付の拒否又は保留の対象となる期間（以下「欠格期間」という。）の有無等に関する照会を受けたときは、運転免許受験資格相談に係る不適格事実照会への適切な対応について（平成22年6月23日福警運管第758号運転免許管理課長通知。以下「通知」という。）に基づき、受理表に受験希望者の住所、氏名及び違反歴等の必要事項を記載させた上で運転免許管理課に照会を行っている。

警察署等から照会を受けた運転免許管理課は、受理表に欠格期間該当の有無や前歴回数等の事項を記載した上で、当該警察署等に回答し、当該警察署等は、その結果を受験希望者に口頭により回答している。

ウ 本件個人情報の内容について

本件個人情報は、審査請求人の子が運転免許試験場において行った本件不適格事実照会に対し、運転免許管理課の職員が運転免許の取得に係る欠格期間該当の有無等について記録した本件受理表に記載されている審査請求人の子の個人情報である。

本件受理表には、受理番号、受理年月日、受理者氏名等、審査請求人の子の本籍、住所、電話番号、氏名、生年月日、違反歴等、欠格期間該当の有無、前歴回数及び違反・前歴等の内容並びに回答年月日等が記載されている。

エ 不開示情報について

実施機関は、本件個人情報のうち、「署受理」欄及び「聴聞係」欄に記載されている警部補以下の階級にある警察職員の氏名について、条例第14条第1項第6号に該当するとして不開示としている（以下、実施機関が不開示とした情報を「本件不開示情報」という。）。

(2) 条例第14条第1項第6号該当性について

実施機関は、本件不開示情報が条例第14条第1項第6号に該当するとしていることから、本件不開示情報の同号該当性について、以下判断する。

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第6号は、警察職員の適正な職務執行を確保する観点から同職員の氏名に関し、不開示情報としての要件を定めたものである。

警察職員の氏名については、開示した場合、適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については不開示とするものである。

公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については、本件規則において、「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員の氏名とする。」と規定されており、警部補以下の階級にある警察職員等がこれに該当するものである。

イ 該当性の判断

当審議会において確認したところ、本件不開示情報は、警部補以下の階級の職にある警察職員の姓を刻した印影であることが認められる。

印影は、社会通念上、氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視し得ることから、本件規則で定める一定の職にある警察職員等の氏名に該当すると認められる。

したがって、実施機関が、本件不開示情報について、条例第14条第1項第6号に該当すると判断し、これを不開示としたことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件不適格事実照会に関する実施機関の事務手続について種々主張しているが、通知によれば、過去に無免許運転等の交通違反を行った者から運転免許試験の受験可否についての相談が多く寄せられていることを踏まえ、欠格期間等の誤教示防止のために、受理表の受理に当たっては従来にも増して慎重を期すとともに、事務処理に誤りのないよう特段の配慮をすることとされている。

当審議会が本件受理表を見分したところ、本件受理表中「相談者」欄及び「違反歴等」欄の記載内容は、審査請求人の子の自筆によるものであり、また、累積点数から審査請求人の子が照会時点で最長の欠格期間に該当していたことは明白であって、実施機関が通知に反する手続をとったことや、回答の内容が誤っていたことをうかがわせる事実を認めることはできない。

さらに、運転免許試験事務その他運転免許証に係る事務の取扱要領の制定について（平成9年福岡県警察本部内訓第6号）によれば、運転免許試験場における免許試験及び免許証の更新等の申請受理時間は、実施日の午前8時30分からとされており、FAX送信時刻が午前8時51分と印字されていることは、不自然、不合理ではない。

その他、審査請求人は、本件事案について種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った個人情報の不開示決定等の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。